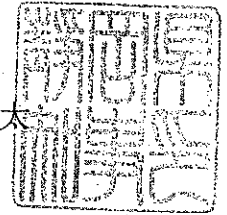


感新企第 207 号
感新推第 403 号
令和 4 年 8 月 1 日

一般社団法人静岡県医師会
会長 紀平 幸一 様

静岡県知事 川勝 平太



オミクロン株 B A. 5 の感染者急増を踏まえた協力について（要請）

日頃、本県の健康福祉行政の推進について、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和 4 年 7 月中旬より、感染者が急増しており、県内の医療機関の実態を抽出調査したところ、発熱外来の患者数は 6 月末から 7 月中旬までの間に 2 倍以上となっており、調査した診療所の約 8 割では、受診可能件数を超えたため、希望者の診療ができないと回答しています。

また、県全体のコロナ病床の利用率も 70% を超え、ひっ迫しており、新型コロナ患者の入院患者受入医療機関においては、院内クラスターの発生や医療従事者の感染者等の増加により、通常医療にも影響が出ています。

県では、7 月 29 日に「医療ひっ迫警報」を発令し、別添「医療ひっ迫警報」を受けた県の取組を進めるとともに、県民の皆様に対し「①ワクチン接種、②適切な受診、③会話や食事の際の適切なマスク着用、④自主的な不要不急の外出控え」の協力を求めたところです。

このように、医提供体制がひっ迫している状況下において、数多くの方の命と健康を守るためには、更なる取組が必要であり、医療関係者の皆様の御協力が不可欠です。

つきましては、貴会及び貴会会員におかれましては、これまで、発熱等の症状がある患者の診療や検査、ワクチン接種などに御協力いただいているところですが、現下の感染状況を踏まえ、下記の事項について、更なる御協力をお願い致します。

記

1 発熱等診療医療機関の指定等

現在、1,087 箇所が発熱等診療医療機関の指定を受け、1,011 箇所に県ホームページでの公表に同意いただいております。また、指定機関以外の医療機関においても、発熱等の患者の診療をしていただいておりますが、受診者の増加に合わせ、より多くの医療機関に発熱等の患者の診療をしていただく必要があり、指定医療機関についても増やす必要があります。

つきましては、お手数をお掛けして申し訳ありませんが、別添感新推第 391 号「静岡県発熱等診療医療機関の新規指定等について（再依頼）」により貴会会員の周知をお願いいたします。

なお、発熱等診療医療機関に対しては、登録変更等の手続きについて、当方より直接通知しましたので、申し添えます。

なお、県ホームページに公表されている発熱等診療医療機関が必要な感染対策を講じた上で発熱患者等の外来診療を行った場合の診療報酬上の特例的な対応(300点→550点)については、令和4年9月末日まで延長(初診に限る)されることとなりましたのでお知らせします。

2 陽性診断時の経口治療薬の処方等

陽性診断時には、患者の症状等を踏まえ、療養中に想定される症状への対症療法薬等の処方、重症化リスクのある人に対するラゲブリオ等経口治療薬の処方や抗体薬の点滴等について、御協力をお願いします。

3 自宅療養協力医療機関の登録等

自宅療養者が3万人を超える規模となっており、自宅や宿泊療養施設での療養者が症状の悪化等の際、外来診療・往診等を行う自宅療養協力医療機関(政令市所在の医療機関にあっては、政令市における類似制度)の登録を増やす必要があります。貴会会員への登録への周知をお願いいたします。

また、自宅・宿泊療養者へのオンライン診療についても、御協力をお願いします。

(参考) オンライン診療について

自治体のホームページに公表されている発熱等診療医療機関が、自宅・宿泊療養者のうち、重症化リスクの高い者に対する電話等初再診を行った場合の、診療報酬上の特例(250点→397点)が令和4年9月末日まで延長されました。

4 高齢者施設等の入所者等への加療

現下の感染状況を踏まえ、高齢者施設等において陽性者が発生した場合、無症状又は軽症の場合には、基本的に当該施設での療養をお願いしております。

施設等の囑託医・協力医等におかれましては、施設での療養が継続できるよう、ラゲブリオ経口治療薬の処方等、必要な加療や感染防止対策の指導助言等の対応をお願いします。

なお、県としましても、FICT(ふじのくに感染症専門医協働チーム)DMAT(災害派遣医療チーム)を派遣し施設の感染拡大防止対策等について専門的助言を行うなど、施設の支援を行います。

5 ワクチン接種

高齢者施設等での4回目のワクチン接種を早急に進める必要がありますので、市町と連携し、御協力をお願いします。

担当(電話): 新型コロナ対策企画課 (054-221-2459)
新型コロナ対策推進課 (054-221-2727)